

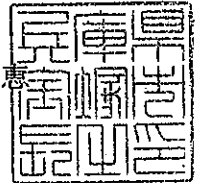
平成 27 年国土交通省告示第 255 号第 1 第 4 項の規定による建築物が立地する  
土地の区域及び常備消防機関の現地到着時間の指定

宝塚市告示第 26 号

建築基準法第 27 条第 1 項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件  
(平成 27 年国土交通省告示第 255 号) 第 1 第 4 項の規定による区域及び時間を次のとおり  
指定し、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

令和 3 年 4 月 26 日

宝塚市長 山崎 晴恵



1. 指定する区域  
宝塚市全域 (用途地域が定められていない土地の区域に限る。)
2. 定める時間 (単位 分)